

■養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由などにより、自宅で養護を受けることが困難になった高齢の方をお世話する施設です。

対 象 原則として65歳以上の方で、本人とその世帯の生計中心者が
市民税の所得割の額を課税されていない方

費 用 収入に応じた負担があります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

■軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)

家庭環境や住宅事情、身体的な機能低下などの理由により、自宅での生活に不安があり、家族による援助が困難になった60歳以上の方が生活する施設です。全室個室で夫婦で入居することもできます。3食付きの「A型」、自炊型の「B型」のほか、入居者の収入制限のない「ケアハウス」があります。

費 用 収入に応じた負担のほか、光熱水費等の実費負担があります。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 27 ページ ③

■生活支援ハウス

ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢などのために居宅で生活することに不安のある、60歳以上の方を対象とした施設です。

費 用 収入に応じた負担や電気代等の実費負担があります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 27 ページ ①

■有料老人ホーム

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活上必要なサービスを提供する高齢者施設であり、入居要件等は、各施設によって異なります。

費 用 施設ごとに定められています。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 27 ページ ③



介護保険による入所施設等

■グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある高齢者が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

■特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な高齢者等が入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介護や健康管理が受けられます。

■介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいたケアが必要な高齢者等が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。



■介護医療院

長期療養や日常生活に介護が必要な高齢者等が入居します。医療と介護の一体的なサービスを受けられます。

以上の介護保険による入所施設について

費用 サービス費用の1割～3割のほかに、食費、居住費等の利用者負担がかかります。

照会先 各区役所(保健福祉課)または事業指導担当課 ⇒ 27 ページ ①、③